

令和4年 第9回

京田辺市教育委員会定例会

令和4年9月21日（水）

## 令和4年第9回教育委員会定例会会議録

### 1 日時・場所

令和4年9月21日（水）午前10時

京田辺市役所305会議室

### 2 出席委員

教育長	山岡 弘高
委員（教育長職務代理者）	西村 和巳
委員	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子

### 3 出席職員等 職・氏名

教育部長	藤本 伸一
教育指導監	上原 正章
教育部副部長	鈴木 一之
教育総務室担当課長	北尾 卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	片山 義弘
学校教育課長	田原 晓
学校給食課長	西村 明
社会教育課長	七五三 和広
（事務局）教育総務室主査	鈴木 勝浩
	（兼務職記載省略）

### 4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第30号 不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針（案）について
- 5 日程第3 議案第31号 京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
- 6 日程第4 報告第11号 田辺幼稚園の休園に伴う校区の取扱いについて
- 7 日程第5 議案第32号 令和4年度京田辺市教育委員会表彰について
- 8 日程第6 協議 （仮称）大住こども園に係る重要事項説明書（素案）について
- 9 閉会宣告

## 1 開会宣言

**教育長** 定刻となりましたので、ただいまから令和4年第9回京田辺市教育委員会定例会を開会いたします。出席数は5名で、定足数を満たしております。

## 2 議事日程報告

**教育長** 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりでございます。

それでは日程第1、教育行政報告を議題とします。

事務局から報告願います。

## 3 日程第1 教育行政報告

**教育部長** 教育行政報告をさせていただきます。

8月23日、市の人権教育研究集会が中央公民館で行われました。

25日、園長・教頭合同研修会が中央公民館で行われました。

26日、小・中学校の第2学期の始業式が行われました。

同日、教育委員会等懇話会の視察研修を、長岡市の教育支援センターで開催いたしました。

30日、山城教育管内の教育長懇談会がリモートで行われました。

同日、第1回総合教育会議が、301・302会議室で開催されました。

9月1日、幼稚園の第2学期の始業式が始まりました。

同日、第2回の学校教育審議会を305会議室で開催いたしました。

7日、市民ゲートボール大会が常磐苑ゲートボール場で行われました。

同日、市議会本会議が議場で開会されました。

8日、全国小学生ハンドボール大会優勝チームの表敬訪問が行われました。男子チームは松井ヶ丘ハンドボールクラブ、女子はT-SQUARE京都で、いずれも京田辺のチームです。

10日、「つくろう！ふるさと京田辺」秋の音楽祭が11日までの間、ブランチ松井山手で行われました。あわせて、市民「観月の夕べ」が同じ場所で行われました。

12日から14日まで市議会本会議、一般質問が議場で行われました。

16日、文教福祉常任委員会が委員会室で行われました。

本日、定例会でございます。

教育行政報告につきましては以上です。

続きまして、議会報告を別紙1で説明させていただきます。

9月12日から14日までの一般質問、それと9月16日の文教福祉常任委員会のうち、補正予算審議について概要をまとめております。

学校施設の安全の確保でありますとか、新型コロナウイルスの感染症対策について、不登校対応の施策についてなど質問いただきました。詳細につきましては、時間があるときにお目通しいただければと思います。

最後、12ページが文教福祉常任委員会の補正予算審議になります。これについては、補

正予算の科目についてどういう内容だったのかという質問がございました。

続きまして、別紙2、新型コロナウイルス感染症に係ります小・中学校における学級閉鎖等の措置の推移です。

8月分については、この間、ほぼ夏休みということで、市内の感染者数は多かったのですが、学級閉鎖等はございませんでした。

9月分については、8月から見ますと、市中の感染も少しあは減ってはきていますけれども、高止まりするという状況で、表の外側に数字を入れておりますが、学級閉鎖等が行われない事案、これは各クラスで陽性者が判明した件数ですが、比較的多い状況がございます。そういうこともあり、この間、小・中学校においてはより慎重を期すために早めの学級閉鎖等の措置を講じています。そのため、9月5日では中学校で2クラスの学級閉鎖、9月8日で中学校1クラスの学級閉鎖、9日で1クラスの学級閉鎖、それと12日が小学校で1クラスの学級閉鎖となっているところです。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

**西村委員** 1点だけですけれども、議会報告の答弁の中で2カ所あります。

まず、一つ目はプールの関係ですけれども、2ページ目の上田議員さんのところの部分のプールについて、一番最後、他の教科で試行を重ねてと書かれておりますが、水泳授業の民間施設へ移行した場合の費用対効果等を見極めてまいりたいということで、その上のところでは施設の老朽化というか、あとメンテナンスの問題がうたわれておったと思うんですけど、そのところの回答が一つと、もう一つは、給食のほうで、給食施設の老朽化に伴うところがあつて、8ページの青木議員のところですけど、給食室の建て替えが困難な小学校もありますので、こうしたことから小学校給食等のあり方については、安全で衛生管理の行き届いた施設とするという視点で検討してもらいたいという形になっておるんですけど、これはどちらかというと老朽化の部分でいろいろお話をあったと思うのですが、お聞きしたいのは、プールのこともそうですし、給食もなんですかけれども、京田辺市の方針として、今まで大事にしていく施策の中の中心であったような気がするんです。幼稚園の問題しかり給食室の問題しかり、プールもそうだと思うんですけど、それが何か財政的なものとかメンテナンスの云々で、財政的な問題というふうな形で説明されるのは、もう少し、同じ方向になつてもそれ以外の説明の仕方がないのかなと思います。特に、この給食のところなんかは、安全で衛生管理の行き届いた施設とすることを優先にと書いてあるのですけど、それより大事なのは、子どもにとっておいしくて楽しい給食というのがもう一つ大事な側面ではなかつたかなと思うのです、今まで。そんなようなところについて、こういう形でいくと、今後、財政面でもっと厳しくなっていく予想ですけど、このような回答の仕方を見ると、ほとんどの今まで積み上げてきた良い部分が少なくなっていくという印象を与えててしまうと思うのですが、私だけでしょうか。

**学校教育課長** 今の委員のご危惧ですけれど、我々として、プールについても給食室についても、老朽化ということは言っておりますけど、財政的なことを第一に検討中ということではございません。

プールであれば、天候不順によりプール時数の確保が困難になっていることと、あとは子

どもたちに質の高い教育を提供するということから今回、プールの試行をしているところでございます。

また、給食室につきましても、今、ご存知のとおりウエット式になっています。これをドライ方式にすると、敷地が2倍、3倍かかるということがありますので、建て替えが困難なところについては、そういったところも考慮していかなければならないところです。給食についても、そういうところから、今は既存不適格というような状況になっているかと思うのですけれど、今の時点であればドライ方式になります。こうした中で、基準をどのように満たしていくか、子どもたちに安全でおいしい給食をどう提供していくかを当然第一に検討していきたいと考えておりますし、そのようにしているところでございます。

**教育長** よろしいですか。ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

これで日程第1、教育行政報告を終わります。

#### 4 日程第2 議案第30号 不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針（案）について

**教育長** 次に日程第2、議案第30号、不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針（案）についてを議題とします。

本件について説明願います。

**教育総務室担当課長** それでは、議案第30号、不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針（案）について説明いたします。

不登校児童生徒への支援の充実につきましては、京田辺市学校教育審議会からの答申を受けましたが、教育委員会としては、この答申を受け、実際にどのような対策を実施していくかの方針を決定する必要があります。本件は、その基本方針を決定するものです。

内容につきましては、既に教育委員等懇話会や総合教育会議でご説明し、ご協議いただいておりますが、変更箇所もございますので、2ページ目の取り組み内容につきまして、改めてご説明させていただきます。

資料の1ページ目が前文、裏面の2ページ目が取り組み内容でございます。

(1) 学校における支援のための体制の充実。児童生徒が安心して生活できる学校環境と「魅力的な学校」づくりのさらなる推進。スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等と連携し、組織的に支援や教育相談に当たる学校体制の強化。教育委員会学校サポートチームによる学校支援の強化。不登校児童生徒支援に当たる教職員の市独自配置に向けた検討。

(2) 児童生徒への訪問支援体制と相談機能の充実。学校への登校やポットラック通所も困難である児童生徒への訪問支援体制の整備。インターネットを活用した面談や教育相談の実施。保護者が気軽に教育相談を受けられる体制整備。

(3) I C Tの活用などによる学習支援の充実。ポットラックの個別学習支援機能の強化と実施日の拡充及び、インターネットを活用した対面学習の実施。学校において貸与のタ

ブレット端末を活用した、授業の様子や課題の配信。学習支援に活用できるアプリケーションの導入。

(4) 総合的な取り組みに向けた体制の整備。ポットラックの恒常的な機能拡充を目的として、通所する児童生徒が落ち着いて過ごすことができる場所の確保。個室整備など施設の環境整備等による、個々の課題に応じた個別支援の充実。常勤のスクールカウンセラー（公認心理師）による不登校児童生徒及び保護者の教育相談活動及び教育相談的視点を持った支援の充実。保護者の就労形態等にできるだけ左右されることなく児童生徒が通うことのできるような手法の検討。

続いての項目につきましては、先日の総合教育会議の内容を受けまして、特別支援、市の関係機関の連携について加筆しております。教育相談専任指導主事及び特別支援専任指導主事が市内小中学校の教育相談、適応指導、特別支援を一元的に管理し、市の関係機関と連携することによる、特別支援を含めた包括的な不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた取り組みの充実。

さらに、続いての項目につきましては、総合教育会議を受け、新たに加えたものになります。不登校や特別支援のより詳細な状況調査や、それに基づく外部専門家等を活用した教職員研修の実施。

続きまして、3ページ目です。現行の支援体制の状況と今後目指す支援体制の状況を図解したものになります。

4ページ目、こちらが今後目指す支援体制でございます。今後の支援体制につきまして、ポットラックを拡充する形で支援拠点を整備するとともに、赤字で示した内容が新規及び強化していくものになります。

支援拠点の2、教育相談を行う指導主事を配置し、市全体の教育相談のコーディネートを行います。スクールカウンセラーを配置し、派遣による支援を行います。

また、具体的な取り組みとしましては、学習支援の強化と個別支援の実施、教育相談、訪問支援の充実、各小・中学校においては専任教員の配置などを計画しています。こちらにつきましても、関係機関の連携などの修正を加えております。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** 文言の点と、2ページの最後の（4）のところの中黒の五つ目ですか、上から五つ目。教育相談専任指導主事云々の文言ですが、一元的に管理し、市の関係機関と連携すると書いてますけども、図を見ると、子育て支援課等々が出ておりますので、その前半の頭の部分が非常に具体的に書いてているのに対して、市の関係機関という非常に抽象的な文言なので、文字を子育て支援課など市の関係機関と連携するというふうにちょっと具体性を持たせたほうが文章としては適切かなと思います。

それから、図解ですけども、これを例えればチーム京田辺による不登校児童生徒への支援というようなそういうキャッチコピー的な意味合いが、つけていいのかどうかの図解か分からんんですけども、前回の総合教育会議で市長が言われたように、要するに教育委員会、あるいは学校教育だけではなくて、市の関係部局とも関わるわけなので、市を挙げて不登校児童生徒への支援をしているという見せ方、もし言葉で言えばチーム京田辺になる

と思うんですが、そういうのがあってもいいかなと思います。

**こども・学校サポート室総括指導主事** ご指摘いただきました、まず具体的な文言というところについてですが、ご指摘のとおりかと思いますので、またこの後、そのように検討させていただきたいと思います。

それと、キャッチコピーの部分ですけれども、今、初めてお伺いしたことでございますので、少しお時間いただくことでご了承いただけますと非常にありがたいと思っています。

**藤原委員** 補足ですが、チーム京田辺のキャッチコピーを書くほどチーム的になっていなかったらなしでいいと思います。それはご判断ください。

**教育総務室担当課長** 1点目の市の関係機関とさせていただいた領域についてですけれども、こちらにつきましては、確かに図解のほうは一旦、各所属名を入れさせていただいたんですけども、こちらの方針はこれから長く教育委員会として使っていくもので、今後、機構改革で名称変更等も考えられるかもしれませんので、こちら、あえて具体な表現を避けさせていただいたという側面もありますので、こちらで進めさせていただければと思います。

**藤原委員** ただ、逆に言いましても、この大きく変わるところ、赤字のところとかも名称変更になる可能性もないことはないので、それはどちらも可能性があるということなので、とりあえずこの文言がどれだけのスパンを想定してされているか分からないですけども、具体的に市の関係部局の名前を一つなり例を入れておかれたほうがいいのではないかと思います。

**西村委員** このところに公認心理師という名称がありますよね。以前は臨床心理士ということで国家試験であったからそういう形になっているんだと思うんですけど、スクールカウンセラー、これも臨床心理士なのかどうか分からんんですけど、公認心理師さんと臨床心理士さんという名称の使い分けとか、今、もう一本化されたのか、その辺の情報を一つ教えていただきたいのが1点。

もう一つは、この一番最後のページのところに市の全体のトータルなサポートができるような形でという話になったんですが、この市関係部局と教育委員会、学校という三位一体もあるんですけど、これにプラスアルファ、府とか特別支援学校とか、いろんなそういうこれに準ずるような関連の部分は入れなくてもよろしいんかなと。その辺は吟味されたと思うんですが。

**こども・学校サポート室総括指導主事** まず最初の1点目のほう、答えさせていただきます。

今、さまざまな資格のほうの変更が行われておるところなんですけれども、現段階においては、今あります公認心理師のほうに統一をしていくところで市内では考えております。さまざまな臨床心理士の呼び方は今もあるんですけども、資格の関係等も含めまして、現段階では公認心理師に全て統一した上で今後の対応をしていきたいというふうには感じております。

**教育総務室担当課長** 修正箇所につきましては、ご意見を勘案いたしまして、事務局のほうで修正のほうを検討いたしますが、全体の方向性につきましては、このような形で進めるということで、文言修正については事務局に一任いただく形でお進めいただけたらと思い

ますので、よろしくお願ひいたします。

**藤原委員** 図解の児童発達支援士という士の漢字はこの侍の武士の士でいいのか、それとも教師の師というか、どちらがいいんですか。昔は武士の士をよく使ってましたけど、今は教師の師になることが多いですね。それはいかがですか。

**こども・学校サポート室総括指導主事** 児童発達支援士ですけれども、こちらのほうにつきましては、現段階ではこの士を使っておりますけれども、これも公認心理師と同じような形で、今後文言の検討はしていく必要はあるかと思っております。

全体を見る中でこの役割を果たすのは児童発達支援士ではないかというところでの部分ですので、今後はその士のほうも、これの統一についても先ほどの公認心理師とあわせて検討していきたいというふうに考えております。

**教育長** その士については検討するというか、国に合わせているということではないですか。検討して変わるものですか。

**こども・学校サポート室総括指導主事** 申し訳ない。言葉足らずでございました。検討という部分なんんですけど、確認です。言葉についての確認をさせていただきたいと思います。

**教育部副本部長** 先ほどの府の支援学校とかの連携というお話があったと思うんですけど、イメージ図の中で、このイメージ図につきましては、京田辺市内部のイメージを書いておりまして、従来どおり、支援学校も府のほうとは連携しておりますので、それは続けていくということになっておりますので、イメージ図というのは、市の内部のイメージということでご了解いただきたいと思っております。

**西村委員** 今、市の内部なので、こういう形になると理解できますが、京田辺市の地理的な要因でいいますと、新しくできました支援学校がありますし、発達支援センターという府の大きな機関もありますし、民間も幾つかあるので、せっかくこういう拠点をつくるわけですから、そういうネットワーク化という意味では、そのおっしゃるのはよく分かるんですけど、ちょっと見ておくことも大事かなというのが個人的な意見であります。

よく私も現場におったらこれは思うんですけど、市内でのもちろんそういう連携、大事ですけれども、案外そういう、年々推移していくから、そういういろんな機関とか、そういうところのより一層専門的であるとか、また違った視点からの見方でのアドバイスというのもうまくコーディネートしていくということがその子に応じた支援につながっていくのではないかというような思いがしますので、表のあらわし方がなかなか難しいので、あまり無理なことを要求できないとは思うんですけど、工夫ができたらその辺も必要かなというふうに思います。

**教育長** ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** それでは、何点かありましたので、まず一つは2ページの下のほうのところで、一元的に管理し、後ろに子育て支援課などという文言を入れてはどうかということ。それから、4ページのイメージ図については、もう少しアピールのできるような、いわゆるキャッチコピー的なものをつけてはどうかということ、あるいはこれは市内部のことで書かれているけども、外部との連携についても落としめるのであれば入れていってはどうかと

いうような意見もございましたので、今のご意見については、十分事務局のほうで検討していただいて、それをできるだけ反映したような形でさせていただくということを前提に採決させていただいてもよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

**教育長** それでは、質疑なしと認めましたので、日程第2、議案第30号、不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

## 5 日程第3 議案第31号 京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

**教育長** 次に、日程第3、議案第31号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてを議題とします。

本件について説明願います。

**教育総務室担当課長** それでは、議案第31号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

本件は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正及び人事院の規則の改正が行われましたことを受け、本市教育委員会の会計年度任用職員についても同様の措置を講じるため提案するものです。

改正の主な内容といたしましては、会計年度任用職員について、育児参加休暇の取得対象期間を拡大する改正でございます。

新旧対照表をご確認お願いいたします。

規則の別表第3は、規則第9条及び第13条に関連して、有休の特別休暇基準とその期間を示している表であり、この16号において会計年度任用職員の育児参加休暇についてを示しております。現行の規則では、会計年度任用職員の妻が出産する場合において、出産予定日の6週間前から出産の日の後8週間の取得対象期間において5日の育児参加休暇が取得できると定められております。

今回の改正につきましては、育児参加休暇の取得対象期間のうち、出産後8週間とされていたものを出産後1年と改めるものであり、これにより育児参加休暇をより柔軟に取得できるようにするものでございます。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** 妻が出産するとあるので、この対象は男性になるんですか。

**教育総務室担当課長** こちらの条項につきましては男性を対象にしたものです。

**藤原委員** 出産した女性の本人に関しては、どうなっていますか。

**教育総務室担当課長** 本人の育児休暇につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の定めによって実施しております。

**藤原委員** 学校教員で、要するに講師待遇で採用されている教員がいると思うんですが、そ

の方が出産等々の場合、育児休暇は取れるということですか。

**上原教育指導監** 学校のほうには会計年度任用職員がおりますが、この基準に当てはまる職員につきましては、この部分を適用されることになっております。

**教育長** ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第31号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

## 6 日程第4 報告第11号 田辺幼稚園の休園に伴う校区の取扱いについて

**教育長** 次に、日程第4、報告第11号、田辺幼稚園の休園に伴う校区の取扱いについてを議題とします。

本件について、説明願います。

**輝くこども未来室長** 報告第11号、田辺幼稚園の休園に伴う校区の取扱いについてご報告を申し上げます。

本件につきましては、田辺幼稚園の休園に伴いまして、公立幼稚園等への入園を希望される方の対応や兄弟姉妹で違う公立幼稚園に通うことになったときの対応についてご報告をさせてもらうものでございます。

一つ目、第1期京田辺市立幼稚園保育所再編整備計画というのを定めておりますが、この中で田辺幼稚園の記述につきましては、田辺小学校区内の幼稚園ニーズについては、公私連携協定の締結により、聖愛幼稚園で受け入れるものとしますが、保護者が他小学校区の市立幼稚園も選択できるように検討しますというふうに書かれています。

基本的な考え方といたしまして、再編整備計画における記述を踏まえ、田辺小学校区の児童に関しては、令和6年度の3歳児の募集停止後は、聖愛幼稚園が校区の幼稚園、公私連携協定を締結いたします。そして、受け入れるものといたします。聖愛幼稚園へ入園を希望されない場合は、市が入園先の市立幼稚園を指定するのではなく、保護者へ各幼稚園の状況等、これは各市立幼稚園の施設の状況を書かせていただいている別紙を提供させていただきまして、それにより決めた市立幼稚園のほうへ願書を提出できるものと認めます。他小学校区の市立幼稚園へ入園した子どもの校区は在園中のみ入園した校区とみなしますが、小学校入学時には居住している小学校区のほうを適用するというふうにいたします。それが基本的な考え方になります。

続きまして、休園中の臨時的な措置についてということで、田辺幼稚園は、令和6年度に3歳児の募集が停止することになることから、当該年度の4歳、5歳の兄弟姉妹が同幼稚園に入園することはできません。よって、他園を選択せざるを得ないことになります。このため、兄弟姉妹で違う幼稚園に通うことによる保護者の負担に配慮し、田辺小学校区に居住している乳児については、令和5年度から他の小学校区の市立幼稚園への入園を許可する

というふうにします。なお、この措置につきましては、田辺幼稚園が休園中の臨時な措置というふうに考えております。

こちらの説明につきましては、A4の横長のほうに書いております。タイトルといたしまして、田辺幼稚園休園に係る兄弟姉妹の関係についてとして書かれております。表の上の段につきましては、基本的な考え方でござります。既に現在、田辺幼稚園に在園する弟と妹が3歳児になる年度を書かせていただいております。

下の段につきましては、休園中の臨時的な措置に当たる家庭でございます。

まず、上のほうになりますが、令和4年度に3歳児が在園し、2年後に妹が就園する場合ということで、これも実際にあるケースでございます。令和4年度、お兄ちゃんのほうが3歳児、学年進行で5年度4歳児、6年度5歳児というふうになりますが、妹が6年度に3歳になることから、休園に伴いまして田辺幼稚園に入園することはできません。そのために、6年度、2園に子どもが送迎というふうになりますので、こういう家庭につきましては、5年度から希望される園のほうへ転所が可能といたしたく考えております。

それと、下の段につきましては、令和5年度が、次女が就園しております。2年後に3女が就園する場合ということで、ここについては少し未来になるのですが、令和7年度に3歳児になる3女が入園することになれば、それ以前に令和5年度から入っている次女と2カ所送迎というふうになります。よって、遡りまして、現在長女が令和4年度4歳児、令和5年度5歳児になりますけども、この長女と次女の関係は大丈夫なんですが、次女と3女の関係を先に考えますと、長女の転所をしないと2カ所の送迎というふうになってしまいしますので、この長女の転園についても5年度で可能かというふうに想定したケースでございます。

また、今後の手続につきましては、令和5年度は9月1日から入所願書を始めておりまして、その受付のほうが終了いたしております。しかしながら、今回報告させていただく事案につきましては、教育委員会定例会の報告が済んでおらないことから、保護者に向かましては正式な案内をしておりません。

よって、田辺幼稚園は将来弟妹が公立幼稚園への入所希望を保護者から概略説明の案内をさせていただきまして、入園する園につきまして考えていただいている状況になります。

ただし、決まっておりませんので、入園願書については田辺幼稚園へ提出をしていただいているところでございます。

今回、正式決定と報告が済みますと、田辺幼稚園はその希望された方の希望された園のほうへ入園願書のほうを送付いたします。この場合の手続といたしましては、輝くこども未来室の決裁によりまして対応したく考えております。既に申込みは済んでおりますが、このように送付された園につきましては、自らの校区のものの締切りと、締切りまでに申請があったものという形で入園手続を進めたく考えております。なお、これによりまして定員超過となる場合が考えられます。この場合は抽選を行わず、希望者全員の入園を検討いたしたく考えております。その場合につきましては、市のほうが必要に応じまして保育所の人員的措置等を考えているところでございます。

先ほど申し上げましたが、もう田辺幼稚園のほう、全て公立幼稚園入園申込みは終わって

おります。その点に対しましては、ケースの方々も引き続き田辺幼稚園でということで、2園送迎についてはこの後の年度で考えると報告をいただいているところでございます。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

**伊東委員** この取り扱いのことに関して、直接的ではないですけれども、このことによって田辺幼稚園の在園児の数が減っていくということで、ご兄弟とかでほかの幼稚園にもし転園された場合、その子どもたちが途中で田辺幼稚園からほかの園へ行くことで、環境が変わることで、その該当する子どもたちへの心のケアみたいなものをしっかりとしていただきたいなと思うのと、あと残っている子どもたち、在園の子どもたちにとつても、人数が減っていくということであまり行事面であったり園活動の維持という面であっても少なくなってきてやりづらくなってくるという意味もあって、教員の先生方等もいろいろご苦労あると思うんですけども、他園との交流などいろいろ深めてもらいながら、しっかりと最後までケアしていただけたらと思います。

**西村委員** まず今年度の田辺幼稚園の募集状況、今現在どうなっているのかを教えていただきたいということが一つ、それから二つ目に、先ほど説明の中で27年に休園ですか、ずっと以後休園の状態が続くという形なんんですけど、その辺りの後の見通しというのは、それがこども園に変わるとか、前みたいなところになると、点々でこども園化というのが、ここには点々になっているんですけど、その辺のところの見通しというか、考えておられることにつきましてお話しいただけたらと思います。

**輝くこども未来室担当課長** まず、1点目の今年度3歳児の入園申込み状況ですけれども、今年度の田辺幼稚園は2日実施しまして、計19名の申込みがありました。今年度、4年度は、今のところ3歳児は15名ですので、4名ほど増えている状況にはなっています。

**輝くこども未来室長** 田辺幼稚園休園ということで、今後の見通しにつきましては、現在計画書に西村委員のご指摘のとおり、最終的には方向性としてはこども園ということを考えておりますが、具体的にそこまで検討が至っていない状態でございます。

**西村委員** 令和3年の7月に今おっしゃった第1期の園とかの再編整備計画というので、前、教育委員会に出していたいただいた分が基になっていると思うんですけども、これは多分、教育委員会で諮って決裁取って、あと市のホームページか何かに載っていることだとは思うので、興味のある方はきちんと理解されていると思うんですけど、一般的に地域の方はこのことについてある程度周知されているのかどうか、また周知しているのかどうかということについてはいかがなんでしょう。

**輝くこども未来室長** まず、策定させていただいたときには、関係する保護者とか地域にも説明をさせていただいております。現在、ホームページ等にもアップさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、なかなか転入の方が多かったり、あのときには興味なかったけど実際にはこれからということもございます。今回、願書を配付すると同時に各園のほうには再編整備計画の本編のほう、分厚いやつを置かせてもらったり、そのダイジェスト版みたいなのを置かせてもらったりして、その告知方法についても努めたところでございます。ただ、計画ができるまだ浅いですので、まだ皆さんの記憶にはあると思うんですけども、今後、それがどんどん代替わりしてきますので、今後につきましても

引き続きそういう形で、園を通じて、もしくは地域を通じて周知していきたいと考えております。

**上村委員** 田辺幼稚園の休園に伴う校区の取り扱いについての2の基本的な考え方の三つ目のところなんんですけど、他小学校区の市立幼稚園に入園した園児の校区は在園中のみ入園した園の校区とみなし、小学校入学時に居住している小学校区を適用するとなっていますが、もちろんこれはそういうふうな形にはなると思うんですけれども、違う幼稚園に行っていて、小学校に上がる段階で一緒に上がってくるお友達がいないということは、本人も保護者の方にもかなり不安を与えるのではないかとちょっと心配はしています。

私も自分の子どもが、下の子が全然違う幼稚園に行っていて、全くお友達がいない状態で小学校に上がったんですけども、そのときはすっとなじんだんですが、本当にそこがすごく心配なところで、ほかの子たちは既に幼稚園でのお友達がいた状態で小学校に上がってくる。保護者の方もみんなつながっていて上がってきてくれる中で、全く違う、近くのお友達はいたとしても、幼稚園つながりがないというのは結構大きな不安要素ではないかというふうに保護者としては思いますので、そういったケアといいますか連携を、幼稚園から小学校に上がるときのつながりみたいなものを早めに、保護者に対しても子どもに対してもしていただけたらなと思います。

**教育長** ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第4、報告第11号、田辺幼稚園の休園に伴う校区の取扱いについての件を終わります。

**教育長** 日程第5、議案第32号及び日程第6、協議については、教育委員会会議規則第17条第1項第3号「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること」及び第4号「会議を公開することにより、教育委員会又は市長その他関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

## 7 日程第5 議案第32号 令和4年度京田辺市教育委員会表彰について

[非公開]

(議案第32号 原案のとおり可決)

## 8 日程第6 協議（仮称）大住こども園に係る重要事項説明書（素案）について

**教育長** 次に、日程第6、協議、（仮称）大住こども園に係る重要事項説明書（素案）についての件を議題とします。

本件について説明願います。

**輝くこども未来室長** ただいま議題となりました協議案件、（仮称）大住こども園に係る重要事項説明書（素案）についてでございます。

本件につきましては、令和5年4月に開園予定の大住こども園に係る重要事項説明（素案）の形という形で一定取りまとめができましたので、教育委員会に報告させていただきます。

詳しい内容については担当のほうから説明を差し上げます。

**輝くこども未来室担当課長** それでは、重要事項の説明についてご説明を申し上げます。

まず、現行の制度化におきましては、認定こども園、保育所などの特定教育・保育施設が教育・保育を提供するに当たって運営規程、それから職員の勤務体制、利用者負担などその他を定めた上で保護者に対して重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。そういう制度になっております。

これまで制服の取り扱いや預かり保育事業、給食の提供など、園運営における今までとの主な相違点についてご説明を申し上げてきたところです。それらを取りまとめ、このたび、令和5年4月、（仮称）大住こども園開園に向け、当該施設の重要事項説明書として作成をしたところでございます。内容の構成自体は、現在利用している保育所、幼稚園のものをベースに認定こども園用に合わせた内容ということになっております。

ここでは、主な内容についてご説明を申し上げます。

2ページ、3ページをご覧ください。1番の施設の目的から、次のページの5番、教育及び保育の内容まで、本市の認定こども園の目的、理念、運営方針等について掲げております。一人ひとりの子どもがいろいろな人と出会い、さまざまな体験を通して主体的に活動し、心豊かにたくましく生きる力を身につけ、共に育ち合う教育及び保育を目指します。これらの考え方などをイメージ化したものが3ページの絵図になります。

ご覧になったら分かるように、真ん中に大きな木がありまして、これが主体的な活動である遊びです。その遊びを通して達成感、自信、興味、意欲、忍耐力、それから人と関わる力を身につけられる教育、保育を行います。さらには、これまで同様、本市独自の行事を接続プログラムとし、遊びを通して身につけた力が小学校での自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力につながるよう、教育・保育を行ってまいります。

次の4ページは、施設の概要になります。

次の5ページは、認定区分を記載しています。これは幼稚園枠を利用する子どもは1号認定、保育所枠を利用する子どもは年齢によって違いますけれども、2号及び3号の認定を受けることになります。

6ページは、10番、職員体制です。公立園では初めて常駐の看護師を配置し、体調不良児対応型病児保育事業への対応や園児の健康管理等を行います。

7ページは、11番の教育及び保育の提供日、提供時間です。施設の開園時間は、7時から19時まで、土曜日は7時から16時までとなります。保育・教育の提供時間については、1号認定部分の幼稚園枠を利用する子どもですけれども、2号、3号の保育所枠を利用する子どもも、現在の幼稚園、保育所で提供している時間と同じです。

12番の預かり保育、次の8ページの13番、給食に関しては、これまでの定例会でご説明を申し上げたとおりの内容ということになっております。

9ページは、14番、保育料等についてのうち（2）のその他の料金ですが、制服、保育用品代等、記載額程度ご負担をいただく予定です。

10ページは、15番、入園、退園、転園、転出の予定です。認定区分ごとにその方法を記載しているところです。また、慣らし保育については、1週間程度を目安としていますけれども、個人差もあるところですので、個々の園児の様子を見ながら柔軟に対応してまいります。

12ページは年間行事表で、その次の13ページは基金費の生活の流れを示したものになります。ご覧のとおり、幼児クラスは幼保合同保育となるところです。

14ページは、19番、登降園についてですけれども、新たにICTを活用して保育支援システムを導入します。ICタグを皆さんに貸与して、園児のかばんに取り付けることで登降時間を自動管理してまいります。

また、欠席等の連絡においても、同じシステム、アプリを使い、24時間連絡可能という体制を取るところです。登園方法に関しては、幼稚園枠を利用する方はこれまでどおりの手段を踏襲して、原則徒歩、自転車ということになりますけれども、桃園小学校区にお住まいの方は自動車での登園を可とします。また、保育所枠の方も、市内全域から登園してくることですので、自動車での登園を可能とします。

16ページ、20番、健康管理ですけれども、17ページの（4）において、体調不良児対応型病児保育を実施します。これは、園児が保育中に発熱するなど、体調不良になった場合に、園の看護師が緊急的な対応を行って保護者が迎えに来られるまでの間、園児の安全を確保するものです。

その他は、就学前施設を利用するに当たっての一般的な決まり事、注意事項になります。

**教育長** ご質問、ご意見等ございませんか。

**藤原委員** この重要事項説明書のこの冊子そのものは重要事項説明書と書いて渡されないですよね、保護者が手に取るときに。それが1点です。つまり、これってガイドブックですよね。なので、大住こども園ガイドブックという冊子として渡されるのか、重要事項説明書と書いて渡されるのか、その辺り。受け取る側の問題、先ほどのキャッチコピーじゃないんですけど、これではお役所的ですよね、あまりにも。

**輝くこども未来室担当課長** こども園に限った話ではないんですけれども、これまで長年保育所も幼稚園もこの重要事項説明書というタイトルを付して、これをそのまま保護者の方にお渡しして、これを基に園側が保護者に対して説明をしていくと、私が今説明した、はしょって説明するような感じではなくて、1から細かくずっと説明をしていくって、ご理解いただけた、あるいは承認いただいたということになると、承諾書をいただいて、初めて入園決定の意思があるんだということの確認を取りますので、これをそのまま保護者の方にお渡しするということになります。

**藤原委員** 今どきなので、もう少し手に取って大事な書類、重要事項説明書やからそうですけれど、中身は本当にガイドブックなので、ガイドブックとか、考えられたほうがいいの

ではないかという、今まで従来どおりされてきたのは、それは当然なんでしょうけど、ちょっとお役所的と思います。保護者から、今、若い保護者はあまりこういうことに関して結構敏感なので、それを考えていただきたいのが1点です。

もう1点は、非常に大きいことなんですが、外国人の保護者の方がこれから増えてくると思います。確実に増えると思います。そうすると、この重要事項説明書の言語そのものが分からぬと思います。なので、言わばこども園なり幼稚園の保育所の方に説明するにしても、この資料に基づいて説明したら本当に分からぬと思います。ですので、やはりそれは外国人の保護者用に具体的に分かりやすいパンフレットを作つて、振り仮名を振つて説明するとかしておかないと、あるいはもっと図解を多くするとかしないと、ちょっとこれでは外国人の保護者がかわいそうな気がしますが、2点です。すぐには変わらないと思いますが、本当に喫緊の課題としてこれからふえてくると思いますので、検討していただいたらと思います。

**輝くこども未来室担当課長** まず1点目、重要事項説明書、文言が行政的過ぎるということですけど、確かに固いなというふうな、印象としては確かにあります。ただ、法律上の建て付けがこういうふうなことになっていますので、それに沿つて当面はやっていくしかないと思っています。

2点目の多様な社会の中で、外国人の方がこれからも増えていくのではないかというところですけれども、実際そのとおりでして、既存園のほうでも外国籍の方が利用されておられます。幸いなことに、今のところ中国の方が多いということもあって、割と職員がそこに同席しながらゆっくり説明をしていくとご理解をしていただけるという、幸い今、そういうレベルですけれども、ただ、全く分からんという方が、これから先、出てくる可能性は当然あろうかと思いますので、そういうところでさまざまな言語にもちろん対応していくことが必要かなと思います。今のところ、そういう事態に遭遇してないので、すぐに例えば英語版を作るというところは考えていませんが、後々これがベースになることもありますので、多様な言語に対応できるような体制は、先を見通した上で取つていきたいなというふうに思います。

**藤原委員** ユーチューブなりで動画を撮つておかれるなどを勧めます。話し言葉だったら分かると思いますので、易しい言葉で動画を撮つておいて、園の規則はこうなっていますというようなことをされるといいと思います。

今、現時点、小学校でそういうことをしていますので、遠足の持ち物とか、教員がユーチューブで撮つて見られるようにしています。ですので、こういう文書主義そのものは僕、こういう多文化社会になりますと限界に来ていると思いますので、できるだけICTを使った動画的な対応をされるといいと思います。特にホームページなんかでも、アクセスすれば、QRコードをつけておけば、そこを見てくださいでも全然違いますので、それから、それを言語の違う、例えばベトナム語を使う方にも同じように動画を作つてベトナム語でしゃべつていただくことも可能なので、そういう立てつけをこれからしていく必要があるのでは思います。

**西村委員** 1点目は、1ページの2番、3番、4番辺りのところですけれども、この自然豊

かな体験とか、自然環境を生かしたというようなそういう文言がどこにも入ってないんです。大住のロケーションから考えたら、より一層自然豊かな体験、環境を生かしてとか、そういうような特色的キーワードのようなものがどこかに、運営方針のところに入るのかどうか分かりませんけれども、あったほうがいいのではというような思いが一つです。

2点目は、5ページ。これはもう私見ですのであれですけど、クラス編制、そこにクラスの名前というのが、スモモ、ミカン、リンゴ、ユズ、ずっとあるんですけど、大住の一番大事な桃がどこにもないんです。大住音頭の1番は桃から始まるというような話の中で、地域とかいろんなことを考えていくと、桃はどこかに入るべきじゃないかという意見です。

**輝くこども未来室担当課長** 自然豊かで緑が多い、この文言を入れておいたほうがいいのではないかという話ですけれど、現状、実際の環境は今、そういう環境の中で子どもたちが保育・教育を受けているところですので、ただ、これから各施設がこども園のほうに移行していくことになって、極力共通した土台というか、ベースの重要事項説明書を作っていくといふうに思っていますので、そういう環境を個別に入れていくのもなというのもあったので、とにかく大住こども園に関しては、今回作ったのは共通、ほぼこれから河原であったりとか草内がこども園のほうに移行していきますので、共通で使える部分を極力整備していきたいというところであったのと、桃の話ですけれども、特に他意はないですけれど、ただ、ほかの施設で桃を使って学級運営をしているということもありますので、極力重複していかないというところの考えがあって、今回、桃が採択されておりません。

**西村委員** まず、1点目のほうにつきましては、自然豊かというような意味の環境のロケーションもあるのですけど、特に3歳児、4歳児、5歳児の幼児期の子どもたちにとっては、自然体験をいかに充実するかというのが基本的に小学校へつなげたようなことも含めて大事な一つの要素やと思います。以前、生活科ができた過程でも、そういう経験や体験が少ないと中で理科が生活科に変わったというような経緯もありますし、今特に小学校の書いてある中身が、内容が増えていますので、そういった意味でいくと、自然豊かな体験というのを運営方針、どこかできちつとうたっていただけるとうれしいというのが一つです。

それから、桃の話ですけれども、それぞれの地域の特色があるわけで、ユズなんか全然関係ないですよね、と思うのです。京田辺市の大住地域では少なくなってまいりましたけども、桃というのは一つの売りのものなので、地元のものがないというのは何か寂しいこともありますし、そういうのも大事やないかと思います。

**伊東委員** これは、大住幼稚園が別のものになるという考え方なのかもしれないですが、私も大住幼稚園の独自という、その伝統的なものがこの取り扱い説明書の中にもちょっと含まれたらいいという思いもありまして、理念であったり教育・保育の内容であったり、行事の中でもともと大住幼稚園がずっとやってこられたものがここに盛り込まれているのかどうかというのをお聞きしたい。

また、保護者連絡アプリのミマモルメというものが一体どういったものか、ICタグをかばんにつけるということで、その登園時刻を管理できると、登降園時の管理ができる

ということで、メールが来たりとかするのかどうかとか、あとこのシステムをほかの園とか保育園が利用しているのかどうかというのをお聞きしたいのが2点目。

3点目が発達支援や特別支援的な障がい児に対しての教育面ですけれども、一つのクラスの中に編制されてそういう子どもたちが普通学級として一緒に教育・保育を受けていくのかということと、あと重度な障がいのある方とか子どもたちがいる場合では、別に加配の先生がつかれていったりするのかというのも教えていただけたらと思います。

**輝くこども未来室担当課長** まず、1点目の大住幼稚園の特徴がこれから先もこども園になってもちろん生かされるのかなんですかけれども、もちろんそれを前提に考えております。こども園という看板に変わって、中身も一新されるのかというと、そんなことはありませんので、基本的に従来の取り扱いをベースに運営はしていくことになります。

なかなか文言に全部反映し切れない部分もありますし、実際の保育を現場で実施していく上で、これまでのよさというものを取り入れた上で保育していきますので、ご安心いただければと思います。

2点目のシステムの話ですけれども、まず、これは出入口、玄関先のところに電磁コイルを敷地、玄関下に敷くことで、そこを子どもが通過することで自動刻印というか、出入りを自動的に管理していくというシステムになります。そのために、シグナルを出す必要があるので、その電波を子どもが常に提げているかばんに、まずはそのところをセットすると。かばんと子どもは必ず一緒に登園してきますので、それで出たり入ったりしていくところが刻印されていく。これは、通常の登園とかのところにはそんなにいうところがあるんですけれども、預かり保育を利用する方については、帰られる時間がまちまちであったりということもありますし、いつ出ていったんだというところを職員が今一人ひとり常に確認をしている中で、いつ退園されたんだというのを確認する作業も結構負担になっているので、そこを自動的に整理していくというところもあるので、事務負担の軽減にもつながるというふうには考えています。今、このシステムを市内で導入している園は、今のところ1園もありません。

今回、この施設整備に伴って、大住幼稚園と同時にセットしていっているというところに合わせて、同じシステムを同時に導入に向けて動いているのが、幼稚園いくと薪幼稚園、これは同じように長寿命化工事をことし入ってますので、施設をほぼリセットというか、リフォームしていってますので、大がかりな工事ですので、そのタイミングで同じシステムを入れていきましょうと。保育所では、これも同時に動いているんですけれども、河原保育所と三山木保育所、ここは子どもの数も非常に多いですので、取りあえず事務負担を含めて軽減につながるシステムを入れていくところで、この4割が今同時で動いていっていると。早ければ今年度中に稼働しますし、大住幼稚園と薪については、正式運用は来年度に入ってからということになる予定です。

もう一つ、加配の話ですけれども、もちろん発達支援に関して必要な子どもさん、今でも各園におられますので、その方については学校みたいにその方だけのクラスをつくるということではなくて、健常な子どもと一緒に保育をしていくことになっております。必要に応じて一対一の関わりが必要なのかどうかは、当局と協議した上で、必要なら支援加

配はこれまでもつけてますし、これからも配置していくことで大きくは何も変わりません。

**上村委員** 登降園に関してなんですが、桃園小学校区と2号、3号認定の子どもたち、市内全域から来られる方は自動車での登園が可能ということですが、中学校とか小学校も隣接している場所ですので、ここは警備員さん等の配置はあるんでしょうか。

**輝くこども未来室担当課長** もちろん、交通流量に関して、園の前に立って交通整理を配置する予定ではありますし、もともと大住中学から大住小学校までの前面道路については、朝7時半から9時まで交通規制がかかっていますので、次に保育所枠で利用される方は、利用される時間帯も早いですので、もちろんその規制のかかる時間帯と重複して利用される方も当然想定されますので、そういった方は、この前も警察のほうで協議はしていたのですけれども、通行許可証を個別に交付することで、まずは許可を得た上でご利用いただくということで今、整理を進めているところです。

**西村委員** 来年の4月から開園ということですけど、今募集状況はどんな感じですか。

**輝くこども未来室担当課長** 今のところ、3歳児の申込みで14名の方が申込みをされておられます。

**教育長** 私のほうから2点だけ質問です。まず、7ページの提供時間のところで、開園時間は7時から19時で下の保育時間の一番後ろは18時です。そこの1時間というのはどういう時間なのかなという、後ろの13ページも18時から19時の間の部分ってどういうふうになっているのか教えてください。

**輝くこども未来室担当課長** おっしゃるとおり、施設の開く時間帯は7時から晩の7時までの12時間開いています。その中で、この7ページにも書いてあるんですけれども、その(2)のところの提供時間のところに、真ん中、中段、2号、3号、保育所枠を利用される方は保育短時間と保育標準時間と二つあります。これは保育認定を受ける際に、短時間でもいいのではないか、あるいは標準時間が必要ですというのは、保護者の方が働く状況にも応じて認定が変わっていくということになります。このときの標準時間というのが11時間なんです。残りの1時間どうなんだということになると、延長保育ということになりますので、必要な場合に応じて、提供時間はあくまで法律上定められているのは11時間なので6時止まりでもいいんですけども、6時以降、施設が閉まる7時までの間にさらに利用されるところが必要だという方は、延長保育を利用するという位置づけで整備をされていきますので、言うてみたら、この部分は、我々はお金は取っていませんけれども、ほかの民間施設とかだと、延長保育料という形で1時間当たり100円とか金額はまちまちですけれどもいただいているところがありますので、本来の立てつけでいくと、我々もし延長保育を利用する方が出られれば、その時間に対して利用料をいただくという立てつけにはなっていますけれども、今のところいただくということは考えておりません。

**教育長** もう1点、体調不良児対応型病児保育とありますけど、先ほどの説明で内容は分かったんですけども、現在、保育所等はもし体調不良の子どもさんが出了した場合はどういう対応をされているんですか。

**輝くこども未来室担当課長** 同様のケースでも、今、保育所のほうで最近出たと、その場合は職員室のほうでその子どもを見て、職員室のほうには所長始め職員がおりますので、専門家が見てているというわけじゃないんですけれども、うちの職員、保育士が、子どもさんを迎えるにこられるまでの間見ているということになります。だから、経験則に基づいて子どもを見ているというところで、専門職の方が子どものフォローに当たっているということではないので、そういう意味で適切かと言われると、従来の取り組みが、すぐに人が配置されないこともありますし、簡単に人を雇うということもなかなかできませんので、こういう対応になっているんですけども、本来はどこの園も体調不良が発生する子どもさんは必ず出ますので、こういう一定医療知識を持っておられる方がフォローしていくというのは必要かと思っています。

今は、大住こども園が先行して看護師の配置を考えていますけれども、もちろん他園にも順次展開できるように考えていますので、年次はかかるかもしれませんけれども、広げていきたいと思っています。

**教育長** ほか、意見等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** それでは、いろいろ意見が出ましたので、現在素案ということですので、意見等参考にしていただいて決定していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で日程第6、協議、(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(素案)についての件を終わります。

以上で会議を非公開とすることを終わります。

(出入口解錠)

**教育長** 本日予定しておりました議事日程は以上です。

その他、報告事項等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** なしと認めます。

以上をもちまして、令和4年第9回京田辺市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。